

栄福第353号
令和3年9月2日

みなみ栄保育園に園児が在園する保護者の勤務先事業主の皆様

栄町長 岡田 正市



臨時休園期間の決定及び臨時休園に伴うご配慮のお願いについて
日頃より、本町の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことから、みなみ栄保育園を令和3年8月30日（月）から臨時休園としておりましたが、臨時休園期間を下記のとおり決定しました。
事業主の皆様方におかれましては、このような状況をご勘案いただき、みなみ栄保育園に在園する園児の保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。
なお、今後の感染状況によっては、期間延長となる場合も想定されますので、その際には再度ご連絡させていただきます。

記

臨時休園期間 令和3年8月30日（月）から令和3年9月10日（金）まで